

大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月11日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第51号

大和市養育医療に関する規則の一部を改正する規則

大和市養育医療に関する規則（平成25年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第6条中「別表第1」を「未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇児0526第3号厚生労働事務次官通知）別紙未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱第5項」に改める。

第8条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。